

# 粟野小学校いじめ防止基本方針

平成30年3月改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。一方、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる、極めて身近な問題である。

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本校においても、国の「いじめ防止基本方針」、県の「山口県いじめ防止基本方針」(平成26年2月)、市の「下関市いじめ防止基本方針」(平成26年1月)を参酌しつつ、本校としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を「粟野小学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

## 1 いじめとは何か

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う。いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

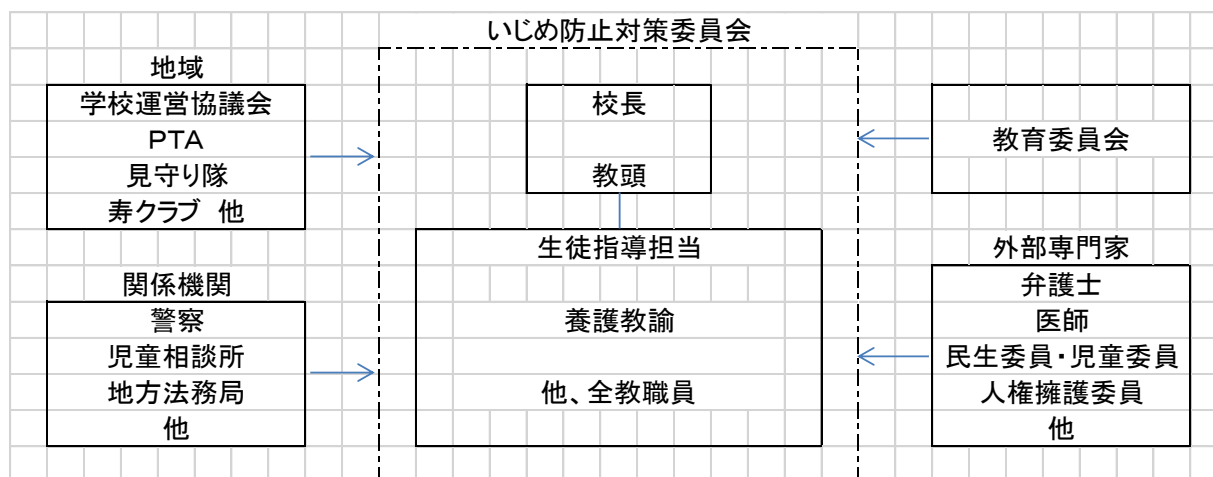
また、いじめの態様によっては、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもありうる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取るものとする。

## 2 校内体制

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための体制として、「いじめ防止対策委員会」を常設する。

「いじめ防止対策委員会」は、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

## (1) 構成



本校は教職員数が少ないため、「いじめ防止対策委員会」は全教職員が構成員として参加すべきものとするが、校長・教頭のリーダーシップの下、中心となって動くのは生徒指導担当とする。

## (2) 主な役割

- ① 「栗野小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童・保護者・地域に対する情報発信、意識啓発、意見聴取
- ④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応

## 3 取組

### (1) 未然防止

すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前に働きかけること、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効ないじめ対策であるとの認識の下、以下のような取組を実施していく。

#### ① 「わかる授業づくり」

児童が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であり、すべての児童が参加・活躍し、お互いに認め合い、高め合うことができる授業を工夫するところから、いじめの防止が始まるとの認識に立つ。互見授業などを通して、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも、お互いの授業を参考にし合う機会を多くもつようにする。

#### ② 友人関係・集団作り、社会性の育成に関する活動の充実

社会体験や交流体験の機会を充実させることで、友人関係・集団作り、社会性の育成の充実を図る。また、他の児童や大人とのかかわり合いを通して、一人ひとりの児童に、他の人の役に立っている、他人から認められているといった「自己有用感」を獲得させていくことに努める。

#### ③ 「心の教育」の充実

より直接的に、道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。

#### ④ いじめを許さない学校・学級づくり

学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。また、常に環境整備を心がけ、校舎内のらくがきや掲示物の乱れなどがないようにする。

#### ⑤ 日常的な実態把握・かかわり

児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかかわり、信頼関係を築く。また、全教職員が全児童にかかわるという体制で臨む。

#### ⑥ 保護者や地域住民との信頼関係の構築とインターネットによるトラブルの未然防止

学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えたり、保護者・地域住民との活動を進めたりしていく中で、保護者や地域住民との信頼関係を構築するとともに、子どもの学校での様子、家庭・地域での様子について、情報を共有し、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守るという体制を構築していく。また「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を全家庭に配布して周知理解を図るとともに、情報モラル教育を行い、誹謗中傷等インターネットによるトラブル防止を図る。

また、児童生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

## (2) 早期発見

いじめは、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知する。単なる友人間のトラブルと見える場合（「いじり」「からかい」や「ふざけあい」）も、いじめの視点で据え直す。そして、速やかに情報を共有し、全教職員が連携して全児童を見守っていくものとする。

日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないように努める。その際、週一回の生活アンケート（選択と自由記述、前者中心）、月一回の健康生活チェック（選択と保護者記述欄有り）、及び学期に一回の教育相談アンケート（選択と自由記述、後者中心）、等もあわせて実施することにより、児童がいじめを訴えやすく、児童の実態を把握しやすい体制を充実させる。

## (3) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込むことなく、情報を共有し、速やかに組織的に対応する。全教職員連携の下、いじめられている児童を守り通すとともに、いじている児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。なお、これらの対応については、外部専門家や関係諸機関との連携を必要に応じて図るものとする。

## 4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて以下の3点を言う。

### ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

ると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。その対応等については、下関市教育委員会の定める「下関市いじめ防止基本方針」に準ずる。

## 5 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

## 5 年間計画

いじめ防止対策委員会が中心となって、以下の取組を行っていくものとする。

### (1) 情報共有・共通理解

基本的には、職員会議の際に、毎回、学校いじめ防止対策委員会を開く。そこでは、児童の様子について情報を共有し、必要な対策について話し合い、実施体制を整えていくものとする。もちろん、週1回の職員朝会においても、必要があればいつでも、教職員間の情報交換・共通理解は行っていくものとする。

### (2) 授業研究

すべての児童が参加・活躍し、お互いに認め合い、高め合うことができる授業を目指す。具体的には、以下の2点について取り組んでいく。

① 各担任年1回ずつ実施する研究授業の際に、研修主題に加え、児童理解の観点からの授業の工夫についても検討する。

② 互見授業の際に、児童理解の観点からもお互いの授業を参考にし合う。

### (3) アンケートの実施と結果分析、対策の検討・実施

アンケートは、基本的に以下の4種類を活用し、子どもの実態把握に努めるとともに、随時必要な対策について考え、実施していくものとする。

#### ① 週1回の生活アンケート（「にこにこチェック」）

1週間を振り返り、楽しかったかどうかを3段階でマークするとともに、一言感想を自由記述するもの。子どもの日ごろの様子をリアルタイムに把握する手段の一つである。評価の低い子や気になる子には、こまめに声をかける・行動や様子を観察する・必要に応じて教育相談を行うなど個別に対応する。

#### ② 学期に1回の教育相談アンケート

各学期後半に、当該学期をふり振り返り、楽しかったことや困っていることなどを自由記述で書くと

ともに、それをもとに教育相談を行うもの。

### ③ 毎月1回の健康生活チェック

生活面における肯定的な態度を見る生活アンケートを段階の選択式で調査するもの。生活習慣の定着を図るとともに生活の変化や心身の健康状態を把握し、個別に対応する。

### ④ 年に3回の学校評価

重点取組事項を中心に、学校教育に関する評価を、教職員、保護者、及び学校運営協議委員（自治会長等地域の方々による）が、様々な項目についてそれぞれ4段階の選択式、及び自由記述で調査するもの。定期的に家庭・地域からの評価を得られる重要な機会となる。

## （４） 全校道徳の定期的実施

学期1回程度、全校児童が集まって、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む場を設定する。

担当は全教職員が持ち回りで行うものとする。道徳の互見授業ということにもなり、よりよい道徳教育の推進につなげる。

## （５） 校内研修の実施

年1回程度、道徳または生徒指導等に関する校内研修を実施する。

## （６） 中学校区での取組

小中連絡協議会を開催する。豊北中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより、規範意識を育む。

中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。